

保管場所使用承諾証明書記載例(共有名義の場合)

- この書類は、保管場所の使用権原事実を証明する書面です。必ず、保管場所の所有者、管理者等権原を持つ人が記入してください。権原のない者が作成すると私文書偽造となる場合があります。
- 消すことのできるボールペンの使用はしないで下さい。
- この書類は、自動車保管場所証明申請又は自動車保管場所届出を行う際の保管場所の位置が、他人所有の場合に作成してください。
- 共有の場合は、使用者（申請者）を除く共有者全員の住所・氏名を記入してください。

保管場所使用承諾証明書

警察署提出用

保管場所の位置	名古屋市中区三の丸1丁目1番1号
使用者	〒(465-1234) 住所 名古屋市中区三の丸1丁目1番1号 (052)-951-0000
	氏名 愛知 一郎
使用期間	令和 ○年 ○月 ○日 から 令和 ○年 ○月 ○日 まで
<p>上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。</p> <p style="text-align: right;">令和 ○年 ○月 ○日</p> <p>〒(460-1111) 住所 名古屋市中区三の丸1丁目3番1号 丸の内マンション110号 (052)951-0000</p> <p>氏名 愛知 守</p>	

保管場所の位置等

自動車保管場所証明申請書の申請者欄又は自動車保管場所届出書の届出者欄に記載した内容と同じになります。

使用期間欄

使用の開始日は、申請日より前の日付、使用期間は、証明申請又は届出する日から1か月以上ない場合は、承諾者に確認することがあります。

承諾者欄

- 1 正当な承諾権者（駐車場の所有者又は委託を受けた駐車場の管理者）の記名又は署名が必要です。
- 2 書面の訂正には承諾者による訂正が必要です。
- 3 共有者が複数の場合は、全員の承諾が必要です。各々の住所・氏名を記入してください。
承諾者が多数で書ききれない場合は「別紙記載」とし、別紙に承諾者全員の住所・氏名を記入してください。

共有者の記載例

名古屋市中区三の丸1丁目3番1号
丸の内マンション110号
愛知 花子 (052)-951-0000